

## 個人所得課税

個人所得課税の改正では住宅ローン控除の見直しが主な内容になっています。

### 住宅ローン控除【見直し】---増税

適用期日等:令和4年1月1日~令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合

#### ●住宅ローン控除の見直しの概要

項目	内容
控除率	ローン残高の0.7%(改正前:1%)
延長期間	4年(令和7年末までに入居)
控除期間	新築:13年間(入居年が令和6年以降の「一般住宅」は10年) 中古:10年間
所得制限	合計所得2,000万円以下(改正前:合計所得3,000万円以下)
床面積要件	50㎡以上(合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上 (令和5年末までに建築確認を受けた新築に限る))

#### ●住宅の種類と入居年に応じた限度額の設定

住宅種類		入居年	借入限度額	控除期間	控除率
新築	認定住宅	令和4年、5年	5,000万円	13年	0.70%
		令和6年、7年	4,500万円		
	ZEH水準省エネ住宅	令和4年、5年	4,500万円		
		令和6年、7年	3,500万円		
	省エネ基準適合住宅	令和4年、5年	4,000万円		
		令和6年、7年	3,000万円		
一般住宅	令和4年、5年	3,000万円			
	令和6年、7年	2,000万円			
中古	認定住宅	令和4年、5年、 6年、7年	3,000万円	10年	
	一般住宅		2,000万円		

適用期日等:令和 5 年以後の入居について、令和 6 年以後の確定申告・年末調整から適用

●手続きの簡素化

住宅ローン控除適用初年度の確定申告、2 年目以降の年末調整時に「住宅借入金の年末残高証明書」提出が不要

## 完全子法人等からの株式配当等に係る源泉徴収制度の見直し

適用期日等:令和 5 年 10 月 1 日以後に支払いを受けるべき配当等について適用

●一定の法人からの株式配当等に係る源泉所得税を廃止

次の法人からの配当等については、所得税を課さないこととし、源泉徴収を行わない

1. 完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)
2. 配当等の支払基準日において、直接に保有する株式等の保有割合が 1/3 を超える法人

## 主要規定の延長措置等

適用期日等:令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長

●居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除

●特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除

●認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

●既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除